

第9表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員—地方裁判所

事 件	総 数	有 罪	う ち 部 行 猶 子		う 全 部 行 猶 子		無 罪	免 訴	公 訴 棄 却	管 轄 違 い	そ の 他	同 一 被 告 人 の 併 合
			う 保 護 観 察	う 保 護 観 察	う 保 護 観 察	う 保 護 観 察						
通 常 第 一 審	68 163	48 507	a)- 1 592	a)- 1 590	29 128	2 168	105	-	152	1	1 046	18 352
う ち 裁 判 員 ¹⁾	…	1 007	3	3	182	104	19	-	…	…	1	…
再 審	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

a) 充奉防止法第17条の規定による補導処分が付された人員で内数である。
 1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。
 注) 「通常第一審」の有罪人員のうち、没収を言い渡された人員は6,755人、追徴を言い渡された人員は307人である。